

社会福祉法人ポテト福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポテト福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という）の報酬等に関する事項について定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等がその職務に従事したときは報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1から4に定める額
- (2) 役員等が職務のために旅行したときは、法人の旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席

役職名	報酬の額（日額）	備考
評議員	4,000円	
理事	4,000円	
監事	4,000円	
評議員選任・解任委員	4,000円	

※会議時間が3時間を超える場合には、1時間につき1,000円加算する。

別表2 上記以外の法人及び施設業務のため出勤

別表1に準ずる。

別表3 理事長

役職名	報酬の額（月額）	備考
理事長	100,000円	

別表4 監事監査

役職名	報酬の額（日額）	備考
監事	12,000円	